

1. 用語(1) 【Ⅲ法規:過去問20年の類似項目別による出題問題一覧表】

解答への適用法令年月日(平成31年1月1日)・平成30年版法令集対応

平成11年度 問題1	平成12年度 問題1	平成13年度 問題1	平成14年度 問題1	平成15年度 問題1
次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	次の記述のうち、建築基準法上、正しいものはどれか。	次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。
1 図書館は、「特殊建築物」である。	1 レストランの調理室は、「居室」である。	1 地下の工作物内に設ける倉庫は、「建築物」ではない。	1 事務所は、その規模にかかわらず、「特殊建築物」ではない。	1 建築物の屋根の2/3を取り替えることは、「建築」ではない。
2 建築物に設ける消火用の貯水槽は、「建築設備」である。	2 用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地は、「敷地」である。	2 れんがは、「耐水材料」ではない。	2 火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動する防火設備を、「特定防火設備」という。	2 建築物に設ける消火用のスプリンクラー設備は、「建築設備」である。
3 建築物の自重等をささえる基礎ぐいは、「構造耐力上主要な部分」である。	3 請負契約によらないで自ら建築物に関する工事をする者は、「工事施工者」である。	3 請負契約によらないで自ら建築物に関する工事をする者は、「建築主」、かつ、「工事施工者」である。	3 「安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分」には、主要構造部以外の一定のバルコニーも含まれる。	3 床が地盤面下にあリ天井の高さが4mの階で、床面から地盤面までの高さが1.2mのものは、「地階」である。
4 建築物の屋根のすべてを取り替えることは、「建築」である。	4 建築物の構造上重要でない最下階の床のすべてを木造から鉄筋コンクリート造に造り替えることは、「大規模の修繕」である。	4 建築物の自重等を支える基礎ぐいは、「主要構造部」である。	4 傾斜地などの敷地に高低差のある場合は、建築物の避難階が複数となることもある。	4 水泳場の用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。
5 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3のものは、「地階」である。	5 建築物の地上4階部分の外壁で、道路中心線から5m以下の距離にある部分は、原則として「延焼のおそれのある部分」である。	5 高さが6mの広告板の工事用の現寸図は、「設計図書」に含まれる。	5 物を運搬するための昇降機で、建築物に設けるものは、「建築設備」である。	5 積雪を支える建築物の屋根版は、「構造耐力上主要な部分」である。
解答 (正解肢4)	解答 (正解肢4)	解答 (正解肢3)	解答 (正解肢2)	解答 (正解肢3)
1 ○ 法2条2号 図書館は、「その他これらに類する施設」に該当する特殊建築物である。	1 ○ 法2条4号 調理室は、継続的に使用する室であり居室である。	1 × 法2条1号 地下の工作物内に設ける倉庫は、建築物である。	1 ○ 法2条2号 事務所は、特殊建築物に含まれない。	1 ○ 法2条13号 屋根は、主要構造部であり大規模の修繕や模様替に該当するが、建築ではない。
2 ○ 法2条3号 防水層は、消火の設備であり建築設備である。	2 ○ 令1条1号 用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地は、敷地である。	2 × 令1条4号 れんがは、「耐水材料」ではない。	2 × 令112条 特定防火設備とは、令109条に規定する防火設備であり、1時間火災を出さないとして、国土交通大臣の構造方法又は国土交通大臣の認定を受けたもの。	2 ○ 法2条3号 スプリンクラー設備は消火の設備であり、建築設備である。
3 ○ 令1条3号 基礎ぐいは、構造耐力上主要な部分である。	3 ○ 法2条18号 請負契約によらないで自ら建築物に関する工事をする者は、工事施工者である。	3 ○ 法2条16号 請負契約によらないで自ら建築物を工事をする者は、建築主で工事施工者である。	3 ○ 令114条の3 安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分に、バルコニーは含まれる。	3 × 令1条2号 天井高さの1/3以上が地階であり、4mの1/3は1.33mなので、1.2mは天井高さの1/3未満であることから地階ではない。
4 × 法2条13号 屋根は主要構造部であり、すべての取り替えは大規模の修繕であるが、建築ではない。	4 × 法2条14号 最下階の床は主要構造部でないので、大規模の修繕ではない。	4 × 法2条5号 基礎ぐいは、主要構造部ではない。	4 ○ 令13条 避難階は直接地上に通ずる出入口のある階であり、傾斜地では複数となることもある。	4 ○ 令115条の3 水泳場は、特殊建築物である。
5 ○ 令1条2号 床面から地盤面までの高さが天井高さの1/3以上は地階となる。	5 ○ 法2条6号 2階以上の部分は、道路中心線から5m以下であれば延焼のおそれのある部分である。	5 × 法2条12号 現寸図は、設計図書ではない。	5 ○ 法2条3号 昇降機は、建築設備である。	5 ○ 令1条3号 屋根版は、構造耐力上主要な部分である。

平成16年度 問題1	平成17年度 問題1	平成18年度 問題1	平成19年度 問題1	平成20年度 問題1
次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	次の記述のうち、建築基準法上、正しいものはどれか。
1 老人福祉施設は、「特殊建築物」である。	1 「耐火性能」とは、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために壁、柱、床その他の建築物の部分に必要とされる性能をいう。	1 防火戸であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火災を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものは、「特定防火設備」に該当する。	1 障害者支援施設の用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。	1 床が地盤面下にあリ天井の高さが4mの階で、床面から地盤面までの高さが1.2mのものは、「地階」である。
2 陶磁器は、「耐水材料」である。	2 「準耐火性能」とは、通常の火災による延焼を抑制するために壁、柱、床その他の建築物の部分に必要とされる性能をいう。	2 高圧ガス保安法第24条及び宅地造成等規制法第8条第1項並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。	2 請負契約によらないで自ら建築物に関する工事をする者は、「工事施工者」である。	2 建築物の構造上重要でない最下階の床のすべてを木造から鉄筋コンクリート造に造り替えることは、「大規模の修繕」である。
3 平家建の建築物の床は、「主要構造部」ではない。	3 「防火性能」とは、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために建築物の外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。	3 テレビスタジオのように供する建築物は、「特殊建築物」に該当する。	3 物を運搬するための昇降機で、建築物に設けるものは、「建築設備」である。	3 天井面から55cm下方に突出した垂れ壁で、不燃材料で覆われたものは、「防火壁」に該当する。
4 ドレンチャーは、「防火設備」である。	4 「準防火性能」とは、建築物の内部において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために建築物の壁又は天井に必要とされる性能をいう。	4 同一敷地内に二つの平家建ての建築物(延べ面積はそれぞれ400㎡及び250㎡とし、いずれも耐火構造の壁等はないものとする。)を新築する場合において、当該建築物相互の外壁間の距離を4mとする場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有している。	4 食堂用の鉄道車両を土地に定着させて、レストランとして使用する場合は、「建築物」に該当する。	4 建築物の自重等を支える基礎ぐいは、「主要構造部」である。
5 平地に建つ高さが31m以上の建築物において、ヘリコプターが離着陸できる屋根広場は、「避難階」である。	5 「遮炎性能」とは、通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。	5 耐火建築物における外壁以外の主要構造部にあつては、「耐火構造」又は「当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えるものとして、所定の技術的基準に適合する構造」のいずれかに該当するものでなければならない。	5 建築物の屋根の2/3を取り替えることは、「建築」である。	5 火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動する防火設備を、「特定防火設備」という。
解答 (正解肢5)	解答 (正解肢4)	解答 (正解肢5)	解答 (正解肢5)	解答 (正解肢3)
1 ○ 令115条の3 老人福祉施設は、児童福祉施設等であり特殊建築物である。	1 ○ 法2条7号 耐火性能は、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために壁、柱、床その他の建築物の部分に必要とされる性能。	1 ○ 令112条 特定防火設備とは、令109条に規定する防火設備であり、1時間火災を出さないとして、国土交通大臣の構造方法又は国土交通大臣の認定を受けたもの。	1 ○ 令115条の3 障害者支援施設は、児童福祉施設等であり特殊建築物である。	1 × 令1条2号 天井高さの1/3以上が地階であり、4mの1/3は1.33mなので、1.2mは天井高さの1/3未満であることから地階ではない。
2 ○ 令1条4号 陶磁器は、耐水材料である。	2 ○ 法2条7の2号 準耐火性能は、通常の火災による延焼を抑制するために壁、柱、床その他の建築物の部分に必要とされる性能。	2 ○ 令9条 高圧ガス保安法第24条及び宅地造成等規制法第8条第1項等は、建築基準関係規定に該当する。	2 ○ 法2条18号 自ら建築物の工事をする者は、工事施工者である。	2 × 法2条14号 最下階の床は主要構造部に該当しないので、大規模の修繕にならない。
3 ○ 法2条5号 最下階の床は、主要構造部ではない。	3 ○ 法2条8号 防火性能は、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために建築物の外壁又は軒裏に必要とされる性能。	3 ○ 令115条の3 テレビスタジオは、特殊建築物である。	3 ○ 法2条3号 昇降機は、建築設備である。	3 ○ 令126条の2 天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁は、防煙壁である。
4 ○ 令109条 ドレンチャーは、防火設備である。	4 × 法23条 準防火性能は、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能。	4 ○ 法2条6号 1階は、外壁間の中間から3m以内にある建築物の部分は(建物外壁間なら6m)、延焼のおそれのある部分である。	4 ○ 法2条1号 土地に定着する鉄道車両(レストラン)は、建築物である。	4 × 令1条3号 基礎ぐいは、構造耐力上主要な部分であり主要構造部ではない。
5 × 令13条 避難階は、直接地上に通ずる出入口のある階である。	5 ○ 法2条9の2号 遮炎性能は、通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能。	5 × 法2条9の2号 外壁以外の主要構造部は、屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えることである。	5 × 法2条13号 屋根は主要構造部であり、大規模の修繕又は模様替であるが、建築ではない。	5 特定防火設備とは、令109条に規定する防火設備であり、1時間火災を出さないとして、国土交通大臣の構造方法又は国土交通大臣の認定を受けたもの。

1. 用語(2) 【Ⅲ法規:過去問20年の類似項目別による出題問題一覧表】

解答への適用法令年月日(平成31年1月1日)・平成30年版法令集対応

平成21年度 問題1	平成22年度 問題1	平成23年度 問題1	平成24年度 問題1	平成25年度 問題1
次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。
1 敷地に高低差のある場合は、建築物の「避難階」が複数となることある。	1 地域活動支援センターの用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。	1 建築物の自重、積載荷重等を支える最下階の床版は、「構造耐力上主要な部分」に該当する。	1 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場は、非常用の照明装置の設置に関する規定における「学校等」に該当する。	1 事務所は、その規模にかかわらず、「特殊建築物」に該当しない。
2 港湾法第40条第1項及び高圧ガス保安法第24条並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。	2 建築物に設ける消火用の貯水槽は、「建築設備」である。	2 限界耐力計算において、建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の建築物の各階の水平力に対する耐力を、「損傷限界耐力」という。	2 電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものを、「プログラム」という。	2 天井面から55cm下方に突出した垂れ壁で、不燃材料で覆われたものは、「防煙壁」に該当する。
3 住宅に付属する厚さ15cmの扉で、幅員5mの道路に接して設けられるものは、「延焼のおそれのある部分」に該当しない。	3 断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比を、「有効細長比」という。	3 同一敷地内に建つ二つの地上2階建ての建築物(延べ面積はそれぞれ300㎡とし、いずれも耐火構造の壁等はないものとする。)において、当該建築物相互の2階部分の外壁間の距離が6mの場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有している。	3 土地に定着する観覧のための工作物で、屋根を有しないものは、「建築物」に該当しない。	3 建築物に設ける、物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が1㎡以下で、かつ、天井の高さが1.2m以下のものは、「建築設備」に該当しない。
4 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の外壁又は軒裏に必要とされる性能を、「防火性能」という。	4 構造耐力上主要な部分を耐火構造とした建築物は、「耐火建築物」である。	4 木造、地上2階建ての一戸建ての住宅において、土台の過半について行う修繕は、「大規模の修繕」に該当する。	4 特定都市河川浸水被害対策法第8条並びにこの規定に基づく命令及び条例の規定で、建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。	4 防火戸であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものは、「特定防火設備」に該当する。
解答 (正解肢3)	解答 (正解肢4)	解答 (正解肢4)	解答 (正解肢3)	解答 (正解肢3)
1 ○ 令13条 避難階は直接地上へ通ずる出入口のある階であり、高低差のある場合は、複数となることある。	1 ○ 令115条の3 地域活動支援センターは、児童福祉施設等であり特殊建築物である。	1 ○ 令1条3号 最下階の床版は、構造耐力上主要な部分である。	1 ○ 令126条の4 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場は、学校等であり、非常照明の設置除外となる。	1 ○ 法2条2号 事務所は、特殊建築物に該当しない。
2 ○ 令9条 港湾法第40条第1項及び高圧ガス保安法第24条等は、建築基準関係規定に該当する。	2 ○ 法2条3号 消火の設備である貯水槽は、建築設備である。	2 ○ 令82条の5 損傷限界耐力は、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の水平力に対する耐力。	2 ○ 法2条34号 プログラムは、電子計算機により、一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの。	2 ○ 令126条の2 天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁は、防煙壁である。
3 × 法2条6号 道路中心線から1階で3m、2階以上で5m以下は延焼のおそれのある部分となり、この扉は道路5mの中心から2.5mの距離となるので延焼部となる。	3 ○ 令43条 有効細長比は、断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比のことである。	3 ○ 法2条6号 建築物相互の2階部分の外壁間の中心から5mの部分は、延焼のおそれのある部分であり、外壁間は10m以下となるので6mなら延焼部となる。	3 × 法2条1号 土地に定着する観覧のための工作物は、建築物である。	3 × 法2条3号 かごの水平投影面積が1㎡以下で天井の高さが1.2m以下のものは、小荷物専用昇降機であり建築設備である。
4 ○ 法2条8項 防火性能は、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の外壁又は軒裏に必要とされる性能。	4 × 法2条9の2号 耐火建築物となるのは、主要構造部が耐火構造としたものであり、構造耐力上主要な部分ではない。	4 × 法2条14号 土台は主要構造部にならないので、大規模の修繕に該当しない。	4 ○ 令9条 特定都市河川浸水被害対策法第8条等は、建築基準関係規定に該当する。	4 ○ 令112条 特定防火設備とは、令109条に規定する防火設備であり、1時間火炎を出さないとして、国土交通大臣の構造方法又は国土交通大臣の認定を受けたもの。

平成26年度 問題1	平成27年度 問題1	平成28年度 問題1	平成29年度 問題1	平成30年度 問題1
次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。	次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。
1 同一敷地内に二つの平家建ての建築物(延べ面積はそれぞれ400㎡および250㎡とし、いずれも耐火構造の壁等はないものとする。)を新築する場合において、当該建築物相互の外壁間の距離を4mとする場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有している。	1 耐火建築物における外壁以外の主要構造部にあつては、「耐火構造」又は「当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えるものとして、所定の技術的基準に適合する構造」のいずれかに該当するものでなければならない。	1 レストランの調理室は、「居室」である。	1 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2の規定」並びにこの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」である。	1 高架の工作物内に設ける店舗は、「建築物」である。
2 日影による中高層の建築物の高さの制限に関する規定において、日影時間を測定する水平面の高さを算定する場合における「平均地盤面からの高さ」とは、当該建築物が周囲の地盤と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいい、その接する位置の高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内この平均の高さにおける水平面からの高さをいう。	2 脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井を、「特定天井」という。	2 地上3階建ての共同住宅における2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事は、「特定工程」である。	2 防火戸であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものは、「特定防火設備」である。	2 傾斜地等で敷地に高低差のある場合は、建築物の避難階が複数となることある。
3 「準遮炎性能」とは、建築物の周囲において発生する通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。	3 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能を、「準防火性能」という。	3 建築物に設ける消火用の貯水槽は、「建築設備」である。	3 同一敷地内に二つの地上2階建ての建築物(延べ面積はそれぞれ400㎡及び200㎡とし、いずれも耐火構造の壁等はないものとする。)を新築する場合において、当該建築物相互の外壁間の距離を5mとする場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有している。	3 「遮炎性能」とは、通常の火災時における火炎を有効に遮るために外壁に必要とされる性能をいう。
4 宅地造成等規制法第8条第1項及び第12条第1項並びにこれらの規定に基づく命令及び条例で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。	4 建築材料の品質における「安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分」には、主要構造部以外のバルコニーで防火上重要であるものとして国土交通大臣が定めるものも含まれる。	4 延べ面積2,000㎡の警察署は、「特殊建築物」である。	4 スポーツの練習場の用途に供する建築物は、非常用の照明装置の設置に関する規定における「学校等」に含まれる。	4 建築材料の品質における「安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分」には、主要構造部以外のバルコニーで防火上重要であるものとして国土交通大臣が定めるものも含まれる。
解答 (正解肢2)	解答 (正解肢1)	解答 (正解肢4)	解答 (正解肢2)	解答 (正解肢3)
1 ○ 法2条6号 1階は、外壁間の中間から3m以内にある建築物の部分は、延焼のおそれのある部分であり、外壁間は6m以下となるので4mなら延焼部となる。	1 × 法2条9の2号 設問は、当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えるものである。	1 ○ 法2条4号 継続的に使用するレストランの調理室は、居室である。	1 ○ 令9条11号 「液化石油ガスの保安の確保等の法律」並びにこの規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」である。	1 ○ 法2条1号 高架の工作物内の店舗は、「建築物」である。
2 × 法56条の2 平均地盤面からの高さとは、平均高さにおける水平面からの高さであり(敷地面全体の平均高さ)、高低差3m以内この平均高さではない。	2 ○ 令39条 脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井を、「特定天井」という。	2 ○ 法7条の3 共同住宅2階の床及びはりに鉄筋を配置する工事は、特定工程である。	2 × 令112条1項 防火戸であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものは、「特定防火設備」である。	2 ○ 令13条 敷地に高低差のある場合は、避難階が複数となることある。
3 ○ 法64条 準遮炎性能は、建築物の周囲において発生する通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能。	3 ○ 法23条 建築物の周囲で発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮する外壁の性能を、「準防火性能」という。	3 ○ 法2条3号 消火用の貯水槽は、建築設備である。	3 ○ 法2条6号 同一敷地内に二つの地上2階建ての建築物では、2階の外壁間の距離を5mとする場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」に該当する。	3 × 法2条9の2号 「遮炎性能」とは、通常の火災時における火炎を有効に遮るために「防火設備」に必要とされる性能をいう。
4 ○ 令9条 宅地造成等規制法第8条第1項及び第12条第1項等は、建築基準関係規定である。	4 ○ 令144条の3 安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分には、主要構造部以外のバルコニーで防火上重要であり国土交通大臣が定めるものも含まれる。	4 × 法2条2号 警察署は、特殊建築物ではない。	4 ○ 令126条の4 スポーツの練習場は、「学校等」であり、非常用の照明装置の設置が除外される。	4 ○ 令144条の3 「安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分」には、主要構造部以外のバルコニーで防火上重要であるものとして国土交通大臣が定めるものも含まれる。